

公 示

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について

道路運送法第9条の2第2項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領を下記のとおり定めたので公示する。

平成26年3月26日

関東運輸局長 原 喜信

記

- 1 運賃・料金の設定（変更）届出書の内容が次のいずれかに該当するときは変更命令の審査を必要としないものとする。
 - ① 運賃・料金の上限額及び下限額が、別紙1の範囲内のものであって、運賃・料金の適用方（車種区分、運賃計算、料金の種類及び適用方法を定めているもの。以下同じ。）が、別紙2の「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」（以下「標準適用方法」という。）と合致するものであるとき。
 - ② 関東運輸局長が地域の事情を勘案して、①の別紙1の範囲内の額を適用することが適当ではないとして公示したものであるとき。
- 2 上記1に該当する変更命令の審査を必要としない届出については、道路運送法施行規則第10条の2第2項の規定を適用して、あらかじめ届け出れば良いものとする。
- 3 運賃・料金の上限額及び下限額が、別紙1の範囲以外のものである場合は、道路運送法（以下「法」という。）第9条の2第2項で準用する法第9条第6項各号に該当するか否かの審査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類の提出を求める。
- 4 運賃・料金の適用方法が、別紙2の標準適用方法と合致しないものである場合は、法第9条の2第2項で準用する法第9条第6項各号に該当するか否かの審査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、標準適用方法と異なる理由について意見を聴取するとともに、必要に応じ、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類等の提出を求めることとする。
- 5 上記3及び4の場合において、審査の結果、法第9条の2第2項で準用する法第9条第6項各号に該当すると判断されるときは運賃・料金を変更すべきことを命ずることとする。

附 則

1. この公示は、平成26年4月1日から適用する。
2. 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成16年3月31日付け公示）は、平成26年3月31日限りこれを廃止する。
3. 運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。
4. 3により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。